

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和8年6月25日（木）

午前9時59分開会

午前11時1分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員長	八嶋 浩久
副委員長	瀧田 孝吉
委員	谷村 一成
〃	澤崎 豊
〃	山崎 宗良
〃	井加田 まり
〃	山本 徹

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

知事政策局次長・広域連携推進監・政策推進室長
鷲本 洋一

知事政策局次長・企画室長

橋本 桂芳

政策推進室総合政策課長

浜元 孝之

政策推進室人口未来課長

荒谷 宏行

政策推進室ジェンダーギャップ対策課長

野村 美和

政策推進室カーボンニュートラル推進課長

長守 文雄

広報課長 中川 千映

企画室成長戦略課長

佐渡 洋伸

企画室ブランディング推進課長

前山 巖

企画室ウェルビーイング・総合計画推進課長

石田 典子

危機管理局

危機管理局長 中林 昇

危機管理局次長・危機管理課長

奥田 誠司

防災課長 山口 康志

防災課課長（復興・災害対策担当）

小川 裕希

消防課長 野田 安宏

経営管理部

経営管理部長 田中 雅敏

経営管理部次長 開発 清史

人事企画室長・人事課長

安川 賢一

人事企画室行政運営課長

清水 了真

人事企画室人材戦略課長

廣瀬 智範

秘書課長 齊木 弘子

法務文書課長・法務文書課課長（政策法務担当）

北市 智大

統計調査課長 松嶋 保子

学術振興課長 若林 勇人

財政課長 小守 潤

財産管理室長・管財課長

福田 聡 浩

財産管理室民間活力導入・財産活用課長

武脇 仁

税務課長

長嶋 賢 治

出納局

会計管理者

今井 義 昭

監査委員事務局

監査委員事務局長 舟根 秀 也

人事委員会事務局

人事委員会事務局長

坂林 根 則

V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 請願・陳情の審査
- 3 6月定例会付託案件の審査
- 4 閉会中継続審査事件の申し出について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 経営企画行政当面の諸問題について

(1) 質疑・応答

澤崎委員

- ・未利用財産の活用について
- ・赤坂会館の利用状況について

井加田委員

- ・新たな防災気象情報の活用と課題について

八嶋委員長 それでは、これより所管行政当面の諸問題を議題といたします。

今回は報告事項がありませんので、直ちに所管行政一般についての質問に入ります。質疑、質問はございませんか。

澤崎委員 今日の質問の取りまとめを見ていると2人だけあります。私は今定例会の本会議等で質問の機会がなかったので、川上さんの急逝に伴い、この場で、私からも哀悼の意を表したいと思います。当選が同じ選挙で隣の街だったものですから、初めて登庁した時は、お互いに写真を撮り合ったのが、今でも目に浮かんでおります。また、私は当初は一人会派だったものですから、初めて東京へ要望に行ったときに新幹線で同席になって、そのときに本当にいろんな話を、3時間ぐらい話をしたのが今になって懐かしくもあり、寂しさが募る思いであります。そういった川上さんへの思いを秘めて、質問に入らせていただきたいと思います。

今日は2問です。

未利用財産の活用についてということと、東京の富山赤坂会館の利用状況、今後の方針等についてお聞きをしたいと思っております。

県の未利用財産情報ということで、県のホームページに出ております。全部で16件余り出ておりまして、そのうちの5件が警察が管理所属になっておる物件であります。いわゆる待機宿舎の残存物が5件あると出ておりました。

私も2月議会で質問をさせていただいて、それは警察に質問をさせていただいたわけではありますが、高木県警本部長からは、知事部局と緊密に連携を取りながら、その利活用を推進していきたいと御答弁いただきました。

そこで、現在の知事部局との緊密な話合い、連携は今どうなっているのかということ、武協民間活力導入・財産活用課長にお聞きいたします。

武協民間活力導入・財産活用課長 少し包括的な話になってしまいましたが、県の未利用地の有効な利活用というのは、歳入確保や管理経費の削減のみならず、民間投資による地

域活性化にもつながる取組でございます。

本県では、未利用地情報の提供体制の充実とともに、未利用地の有効活用も検討する異業種間のネットワーク構築を図ることにより民間投資を呼び込むことを目的としたとやま地域プラットフォームというものを設置しておりまして、ホームページに県や市町村の未利用地情報を掲載しているところでございます。

このプラットフォームでは、約750名の会員企業に対して未利用地情報など、昨年度は50回程度メールで提供をしまして、民間事業者の提案を呼び込む機会を設けております。また、県内自治体同士の未利用地情報に関わるノウハウの共有、勉強会の開催、国や民間の関係者との意見交換も実施し、課題やニーズの把握にも努めておるところでございます。

なお、公共施設の保有総量の適正化、歳入確保という観点からは、売却を進めることによる民間投資の呼び込みも重要と考えております。未利用地の土地や施設については、引き続き売却を含めた財産活用、有効活用につながるよう、県内の自治体、あるいは県の所管所属とも連携協力して、積極的に進めてまいりたいと考えております。

澤崎委員 とやま地域プラットフォームにつきましては、私も登録しておりますので、随時メールの内容の確認をしております。御案内の発信も大事なんでしょうけれども、もう一步も二歩も。警察であったり、ほかのいろんなものもでございます、水橋駅前の団地跡や蓮町の職員住宅跡地、小矢部市の職員宿舎小矢部1号地、これは警察本部なんでしょうけれども、もう少し何か踏み込んだ、未利用地をどうやって民間に渡す、何かほかに使うものがないか、例えばそれぞれの市町村とも話をして、いや、こういう使い方があると提案をもっとかき集めてくると。

今回の警察のものについてはサウンディング調査をされて、いろんな提案を受けられたと思いますけれども、民間活力導入・財産活用課としてのそういった活用に向けた、もっと主体的な動きというものは難しいのでしょうか。

武脇 民間活力導入・財産活用課長 メールだけでは少しインパクトや、効果がないのではないかという御指摘だと思います。

実はかなり公表している情報によって、引き合い、問合せが来ております。私が着任してからも、私自身も数件のものに携わっておりまして、やはりそれぞれの企業様、あるいは団体様からのお申出というのは、具体的ですし、少しデリケートな情報も含まれておりますので、そういった話をこの場では大っぴらにできないわけですが、真摯に受け止めて、前向きに協議を重ねているところでございます。

今ここで件数は申し上げられないのですけれども、それなりに問合せいただき、協議はしているという状況でございます。

澤崎 委員 地域プラットフォームを利活用して、そういった引き合いがあるというのは、大変結構なことだと思いますので、どうかその引き合いが具現化できるような動きをしていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続いてであります。先般も、私ども経営企画委員会に御案内いただきました、富山県立大学の情報工学研究棟の竣工式に行ってまいりました。すばらしい建物であり、これからの将来に対する希望が見える、まさしくデータサイエンティストの育成であつたり、あるいはAIの教育であつたりということで、非常に大きなポテンシャルがあるなと思っておりますし、その後も何度か県立大学を見てまいりました。

随分学生さんも増えたなということで、ホームページを拝見しましたら、令和7年5月1日現在で約2,000人弱の学生さんが通われているということで、本当に駐車場も止めるところがなくて、線からはみ出して止めていると。

ある県庁職員の方、県立大学御出身の方だったんですけれども、その方からも、県立大学に事務局職員としてお仕事していたときには、駐車場が足りないと学生さんがよく言っておられたという話がありました。

これからますます県立大学の射水キャンパスが、もっともっと脚光を浴びて、富山県の経済の支えになるのだろう、基盤の支えになるんだろうとっております。

それで、今ほどの未利用財産の中に、私が調べておりましたら、ちょうど県立大学の戸破教員公舎というものが建物残存ということで残っております。中身までちょっと拝見できなかったのですが、こういう建物を学生の宿舎として使えないものかと考えておりました。

県立大学の周りというのは、商業施設も建ち並んで、これからますます発展していく、ここに瀧田委員もいらっしゃいますけれども、本当に将来性の高いところだと思っております。まだまだそういう宿舎整備、いわゆるアパートみたいなのがあっても、多分学生さんの需要があるのだろうと。そういったものは民間投資でどんどん建っていくのだろうと考えておりますけれども、今ある宿舎を、例えば優秀な学生さんであるとか、何か取決めをつくって住んでいただくような、そういった仕掛けができないものかお聞きしたいと思います。若林学術振興課長、よろしくお願いいたします。

若林学術振興課長 今ほど委員から御紹介いただきました射水市戸破にある旧県立大学戸破教員公舎につきましては、昭和37年の建築から約60年が経過をしており、建物の老朽

化が進んでいたこと、また、屋上修繕や外壁補修などに多額の維持管理費が見込まれたことから、令和４年度に教員公舎としての使用を廃止いたしました。

委員御提案の旧県立大学教員公舎の学生の宿舎としての活用につきましては、建物の老朽化が進んでいること、耐震診断が未実施であること、多額の維持管理費が必要となることなどを踏まえますと、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、学生の家賃負担の軽減につきましては、優秀な学生の確保ですとか、県外から県内大学への進学を促進する観点から重要であると考えており、県では、県内大学に在籍し、独り暮らしをする学生を対象に、町内活動等の地域貢献活動に参加することなどを条件として、家賃の一部を補助しております。

こうした取組に加え、引き続き県立大学と連携しながら、質の高い教育の提供ですとか、魅力的な学内環境のＰＲなど、学生確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

澤崎委員 昭和３７年築ですから、私は昭和３７年生まれでありますので、私と同一年です。安全性や補修に多額のお金がかかるのであれば、また違った方向が見えると思いました。３月ぐらいに学生さんのアパート募集みたいなもので、大変たくさんの不動産業者さんが行っていろいろ案内するとも聞いておりますけれども、これからまだまだアパートが足りなくなるんだろうとっておりますので、近くに県営住宅もありますし、そういったものを公共財産の利用みたいなものも、学術振興課としてお考えいただければいいのかと。

昨日の奥野議員の質問の中にも、寮の整備の話も予算特別委員会で出ておりました。同じように、県立大学におい

ても、他県から来られる方、あるいは県内でも通学時間のかかる方の利用を促進できるようなものにしていただければと。家賃補助は大変ありがたいと思っておりますので、今後もまた進めていただければと思います。

富山県赤坂会館の利用状況についてお尋ねしたいと思います。私も昨年9月の委員会で質問いたしました。また、6月では山本委員、そして一般質問では針山議員が赤坂会館のサウンディング調査と、あるいは今の利用状況等について質問をされておりました。

あれから1年ほどたちました。サウンディング調査、そして8月には公募型プロポーザルということで呼びかけられて、今に至るということでございます。1年たった今の状況等について、田中経営管理部長から、お願いをいたします。

田中経営管理部長 私から、赤坂会館の現在の状況について御説明申し上げます。

赤坂会館につきまして、現在、屋上部分を携帯アンテナの設置スペース、また駐車場部分をコインパーキングとして、それぞれ民間事業者に出しをしているところでございます。また、1階、2階には、富山県人会連合会事務局が入居して、事務所として活用いただいているというところでございます。

御指摘がありましたとおり、昨年度におきましては、周辺地域の再開発に伴う県有財産引渡しまでの期間の利活用の可能性を探るために、サウンディング調査を実施しました。公募型プロポーザルもその上で実施いたしまして、結果として1社から提案があったものの、所定の評価を得られなかったため契約候補者なしとなり、契約に至らなかったところでございます。

その後、サウンディング調査参加事業者などに対しまし

て、現在、個別のヒアリングを行っているところでございまして、利活用の可能性について、引き続き調査を進めていっているという状況でございます。

澤崎委員 富山県赤坂会館が大変すばらしい立地で、調べたところ、本年度の路線価で坪約700万円弱の土地でありますので、財産としては非常に大きな価値があると思っておりますけれども、再開発事業の見通しが立たない中、なかなか難しいと思っております。それはなぜ難しいかといえれば、社会の情勢が随分変わっているところで、県がその見通しを立てるのは難しいと思いますが、ぜひ開発の準備組合とのやり取りを常に注視していただいて、それに合わせたものを、またこの委員会で報告していただければと思っております。

いろいろヒアリングをしていきたいというのは、いつぐらいからヒアリングをされていくのでしょうか、教えてください。

田中経営管理部長 御質問ありましたサウンディング調査参加事業者等に対する個別のヒアリングというのは、現在も既に実施をしているところでございまして、何社かございますので、順番にお話を個別にお伺いしているというところでございます。

また、赤坂会館の再開発準備組合についてのお話もいただきました。再開発準備組合に入った情報を今まさに、取っているところでございまして、引き続き、透明性も高く、再開発の準備を進められている組合とは緊密に情報を取って、我々の利活用に当たっての情報としていきたいと考えております。

澤崎委員 また、その辺の進捗状況で大きな変化がありましたら、こういう社会情勢ですので、市街地の再開発事業の変化もあるでしょうから、また引き続き御報告願えればい

いということと、もし、スピード感が出てきて、いや、もう引渡しだ、解体だとなってくると、我々の富山県人会の事務所が、次の引っ越し先みたいなものも、めどもつけとかなきゃいかんときが来るんでしょうから、その辺のところ、県人会が路頭に迷わないように、またどうかひとつよろしくお願いいたします。

井加田委員 今朝ほど7時半に大きな地震が青森でございまして、大きな被害がなければよいと、思うばかりでありますけれども、最近の地震の頻発から、少し日常から緊張感も必要だと改めて思いました。

6月8日の委員会で、防災気象情報を活用して、どのように避難行動に結びつけていくのかという観点で、質問したのですけれども、その続きということで、今日も何点か質問させていただきます。

この気象情報そのものは、いわゆる避難情報を発令する判断に活用する情報を、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに変更したと。その中で、河川氾濫のレベル5相当の情報については、何か氾濫通報制度を新たに運用するという1項目もございまして、情報を充実させるとの説明がございました。

それで、河川氾濫というのは、また別途一級河川などの大河川——県内でいえば黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川を対象としていまして、その他の県管理河川も含む河川については、大雨で扱うという区分けになっています。

私が住んでいるところは小矢部川の近くの県管理の祖父川の合流するところの近くでございまして、山本委員も一般質問で取り上げられたと思うのですけれども、1,000年に一度どころか、この10年に2度、自宅近くが道路冠水して、車が水没寸前のときがありました。そういった地点に

おりますもので、なかなか地震も気になるんですけども、水害、特に河川氾濫に関連した水害の状況というのは、非常に気になりまして、毎回ライブカメラを一応見ておるんですけども、実際に増水の状況というのは、雨の降る地点でも変わりますし、川の水位の上がり方でも、物すごく短時間で、去年の場合はもう30分で道路冠水近くまで行きました。

そんなことも考えると、今回の情報の活用というのは、いわゆる国管理のところと、県の管理のところを一体のものとして、実際の避難指示は市町村が出すわけですので、国と県と市町村との連携による的確な情報で、それが現場に共有されて、早い段階での避難につながるということが一番大事なかなと思っています。

河川状況の目視、堤防の状況、水位計等による水位の実況値の把握などは、現在どのように取り組まれているのかということを、まず山口課長にお聞きしたいと思います。

山口防災課長 危機管理局では、避難につながる河川情報につきまして、河川管理者であります土木部や国、そして市町村、気象台などの関係機関から共有される情報を集約しております。災害対応や市町村の避難判断に資する情報として把握しているところでございます。具体的には、大雨が見込まれる段階から、富山地方気象台と連携いたしまして、警報発表前から、雨の見通しや線状降水帯の発生の可能性などについて情報共有しております。

線状降水帯などの県民の皆様への注意喚起が必要な場合には、危機管理連絡課長会議を開催いたしまして、市町村や関係機関と最新の気象情報、今後の見通し、避難行動等の留意点を共有しているところでございます。

河川の状況につきましては、県防災ウェブなどによりまして、河川ごとの雨量、現況水位などの観測情報、氾濫危

陰水位や避難判断水位への到達状況などを確認しております。また、気象庁のキキクルも活用いたしまして、県内全域の洪水危険度の高まりを把握しているところでございます。加えて、河川の見視状況や堤防の状況、浸水被害の発生状況などにつきましては、市町村、土木部、消防、警察等からの連絡や、必要に応じて市町村へ派遣する県リエゾンを通じまして情報収集を行い、危機管理局内でも共有しております。

先ほど委員から御紹介がありました昨年の令和7年8月の大雨時にも、当然、危機管理局も含めまして、非常配備体制を強化いたしまして、夜間の、市町村、气象台とのホットラインを開設しておりまして、情報収集をしておりました。朝方には高岡市へリエゾンを派遣いたしまして、現地の被害状況の把握にも努めてきたところでございます。

先週末に本県も梅雨入りいたしましたので、大雨による災害への一層の警戒が必要だと考えております。今後とも土木部をはじめ、庁内の各部局、関係機関との連携を一層密にいたしまして、気象情報、水位情報、現地情報を的確に集約、共有することで、市町村の適時適切な避難情報の発表、県民の早めの避難行動につながるように、危機管理対応のほうに万全を尽くしてまいりたいと考えております。

井加田委員 本当に様々な観点から連携して取り組んでいたということ、非常に感謝しておるのでありますけれども、この新たな情報の中で、レベル5相当情報にある氾濫通報制度を新たに運用というのは、どんなことが新たに加わっているのか、説明いただけるようでしたらお願いします。氾濫通報制度を新たに運用するというような項目があったんですけれども、何か現地の人からの状況を反映するとか、何か連絡するとか、そういうことも入っているのでしょうか。

山口防災課長 今回の御質問につきましては、ちょっとまた確認したいと思っております。

ただ、氾濫情報につきましては、先ほど委員が御紹介のとおり、洪水につきましては、今回の新たな防災気象情報でなくなり、大雨と氾濫水位のほうに変わりました、皆さん、地域住民の方々、洪水がなくなったということで、お近くの中小河川はどこで見ればいいのかと。今度、そのあたりは、今後の広報で、県民の皆様には大雨はこれまでと違って、中小河川の洪水も含まれていますよということを、今後PRを強化していきたいと思っております。

井加田委員 そうしますと、気になるのは、一級河川などの大河川以外の県管理河川についてです。また、農業用水になると土地改良区の管理になる。流域面積が小さい川などに線状降水帯等などで急激に降った場合には、早く水位が上昇するという事で、水位情報等を基にした発令も検討するという項目もございまして、こういう河川を管理する、例えば目視での監視地点のポイントが、今のままでは情報的には把握するのはちょっと足りないのではないかなという思いがあるのですけれども、特にこれは重要な情報になってくると思いますけれども。

事例をいうと、先ほどから個人的な背景を続けて恐縮ですけれども、県管理のかなり大きな河川と一級河川との合流地点が家の近くにございます。山本委員も取り上げられていると思いますけれども、それと県管理河川に流入する支流というのも、祖父川流域でも結構あり、水門もあるんですが、その水門がどうやって管理されているのかと。閉めるタイミングもどうなっているのかと。いざというときは県の職員の方も点検に来ておられるので、県管理とお聞きしているのですけれども、現状、水門が、どれくらいあるのかなというのは私ども存じ上げないし、水位の上限に

よって的確に管理されていくのかなというのは、少し不安に思うところなのです。今ほど言った一級河川との合流地点、県管理河川や小さくない農業用水もあるので、そういうのが一気に下流側に入ったときの水量の監視は、今のところ目視でしかない。もう少しポイントとなる時点では早く把握したほうがよいのではないかと常々思っています。治水情報等を基にした発令も検討することになるのかと思っていますのですけれども、ここはちょっと課題だと思うのです。課題としてちょっと認識してほしいという思いがあってお聞きしているのですけれども、避難行動に結びつけていくには、もう少し現状の丁寧な把握が求められているのではないかと考えるのですけれども、どう受け止めていただいたかは分からないのですけれども、ちょっと認識をお伺いしてもよろしいでしょうか。

山口防災課長 県管理河川と国管理の一級河川との合流点、県管理河川に流入する支川、排水路等の水門管理につきましては、国や県、市町村など各施設管理者がそれぞれの管理基準に基づきまして、河川水位、降雨、現地の状況を確認しながら、開閉操作を行っていることと承知しております。

危機管理局としましては、今ほど申しましたように、水門の操作判断は各施設管理者が行うことと認識しておりますけれども、大雨の際には、関係機関の情報を速やかに集約、共有しまして、市町村の避難情報の発表支援や各種対策につなげていくことが重要と考えております。

引き続き、土木部をはじめといたしまして、関係機関との連携を密にしまして、迅速かつ適切な初動体制を取って、県民の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

井加田委員 例えば、水門を閉めたら行き場のない水があふれるので、何時に閉めましたよという情報は、その近辺に

少し流していただかないと、いつの間にか水かさが増しているという状況がある。土木の管理だということですが、災害時ですので、一体となって、共有して地域に周知できるような体制をぜひ求めておきたいなと思っています。

たまたま近所にあるものですから、朝晩水位を見に行き、いち早く知りたいと、我が家以外にも何軒か心配される方がおられます。そういう方の情報が非常に頼りになるのですが、ふだんからポイントとなる地点に居住している皆さんも、そういう意味では情報提供の対象になるのではないかなと。そういう方の情報も少し取り入れていただいた形にならないかと。一級河川の警戒レベル5までになったらもう全員避難なので、全員避難になる前に、避難が必要な人がおるので、的確な避難行動に結びつけるようなことを少し検討いただければと思っていますので、これは申し上げておきたいと思います。山口課長、お答えいただけるようでしたら。

山口防災課長 住民の方々の安全・安心確保ということでございますけれども、住民の皆様が災害時に適切な避難行動を取っていただくためには、今の新たな防災気象情報を正しく理解していただくということと、住民の皆様が日頃から自宅や地域の災害リスク、避難場所、避難のタイミング、御自身のタイミングなどをあらかじめ確認し、決めておくことは重要と考えております。

新たな防災気象情報につきましては、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮の災害ごとに、今回、5段階の警戒レベルに対応して発表されております。また、情報名、名称も統一されましたことから、住民の皆様が取るべき避難行動の関係は、従前よりは分かりやすくなったと考えております。

その一方で、情報を見聞きするだけで直ちに避難行動に

つながるのではなく、地域の危険性を自分事として捉えていただきまして、状況の変化に応じて早めの避難を判断していただけるようにすることが重要であると思っております。

県では、県の広報媒体「D I V E ! とやま」、SNS、防災危機管理センターでの展示、ラジオ、新聞広報などによりまして、新たな防災気象情報の周知に引き続き努めてまいりたいと思っております。

また、防災士会の研修や自主防災組織のリーダー研修におきまして、過去の水害事例、マイタイムラインの作成を通じまして、家族や地域での避難判断を考える機会を設け、地域防災を担う人材育成にも努めていきたいと思っております。

また、今回、6月補正予算案に盛り込みました包括的な地区防災計画策定促進事業では、モデル地区では、ハザードマップ等を活用いたしまして、災害リスクや避難のタイミング、支援体制を話し合う実践的なワークショップを行いまして、地区防災計画の策定に結びつけていきたいとも考えております。加えまして、災害を特別視するのではなく、フェーズフリーの視点も踏まえまして、防災を自分事化する効果的な広報、災害情報発信の在り方を調査研究していきます。

引き続き、市町村や自主防災組織、防災士とも連携いたしまして、住民一人一人の早め早めの避難行動につながりますよう、取組を推進していきたいと考えております。

井加田委員 新しい防災情報で分かりやすくなって、適切な避難行動に結びつくということでは、そういう組織の中、あるいは防災士さんの中でも共有されていてって、地域もそういう認識が広がればよいと思います。先ほど申し上げたように、二級河川のポイントが、状況の変化に対応するシ

システムには、まだなっていないように思うのです。どこまでやるかというところもあるんですけども、富山県の地域防災計画に風水害編があり、随時見直しはされていると思うのですけれども、改めて防災気象情報の運用に対応した課題を拾い上げていただいて、防災計画に場合によっては加筆していくことも大事だと思うのですけれども、県の検討状況について局長にお伺いします。

中 林 危 機 管 理 局 長 5月29日から、国の新たな防災気象情報の運用開始されたことに伴いまして、県としても非常配備基準など、富山県地域防災計画に反映すべき事項について、必要な修正を行うことにしております。そのほかの国の防災基本計画の変更内容なども併せて反映させることにしております。関係部局と連携して収集作業を進めたいと思っております。

また、計画を修正はするのですけれども、それ以外は出水期に備えた対応は既に進めておりまして、例えば職員向け防災マニュアルを見直すとともに、先月には富山気象台さんの協力の下、県、市町村、県警、消防が参加する気象防災ワークショップを開催しております。

さらに、各市町村に派遣するリエゾン職員も参加した、実践さながらの市町村災害対策本部運営訓練も行っております。線状降水帯による大雨も想定し、非常配備体制や避難指示のタイミングについての確認を行っております。

今後も、新たな防災気象情報、的確な避難判断と、早めの避難行動につながるよう、市町村、関係機関と連携しまして、実効性のある防災対策を取り組んでまいりたいと考えております。

井 加 田 委 員 ぜひ積極的に活用して取り組んでいただきたいと思いますけれども、ちょっと途中で申し上げたかもしれませんが、県管理河川の合流地点のモニターのところは、

少しあまり整っていないように感じますので、いろいろ課題があるのですけれども、命を守る的確な避難行動に結びつける情報に、現状をどう把握するかということは非常に大事なので、そういったことも検討課題に入れていただいて、進めていっていただければなということで、ここは要望をしておきたいと思います。

八嶋委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

八嶋委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は7件付託されておりますので、当局から説明願います。

荒谷政策推進室人口未来課長 私からは、陳情第15号、とやま出会い応援アプリ「『TOYAMA goen』の利用条件改善に関する陳情」について御説明いたします。

この陳情は、とやま出会い応援アプリ「TOYAMA goen」に対して、個人利用プランの創設や導入費用の補助制度の検討、既存の婚活支援施策との連携強化、それから県民全体が利用できる婚活支援制度の拡充を要望されているものです。

令和6年度にこども家庭庁が実施したアンケート調査では、既婚者が相手と出会った場として最も多かったのがマッチングアプリとされているところでございまして、県内においても、アプリを介した出会いは相当浸透しているところでございます。

一方、国のこども家庭庁の調査では、国や都道府県の婚活支援として、こういったサービスを利用したいかという質問がありまして、その中では、安心・安全なマッチングアプリが最も高く、また、アプリを活用されない方は、アプリの安全性に不安を抱いておられるということが現状と

して分かっております。

このため、県ではアプリを利用されたことがない方々に安心して利用いただけるよう、県内企業とも連携しまして、「TOYAMA goen」アプリの導入を通じて、県内で働く方が安心して出会い、仕事と家庭を両立させ、希望する方が結婚や出産、子育てしながら、活躍しやすい環境づくりに取り組んでおります。

このように、「TOYAMA goen」事業を推進するためには、事業の趣旨に御賛同いただいた企業との連携が不可欠なため、個人利用プランといったものの創設というのはなかなか難しいのですが、引き続き導入企業の拡大に努めてまいります。

また、中小企業が導入しやすくするための企業、団体にお支払いいただく負担金につきましては、従業員数により金額に差を設けておりまして、とりわけ小規模事業者に導入いただきやすくなるよう工夫もしているところでございます。加えて、企業負担金に対する補助を設けている市町村もいらっしゃいますので、今後とも関係の皆さんと連携しながら、企業負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

さらに、とやまマリッジサポートセンター「a d o o r」による対面のお相手探しのサポート、出会い交流事業等の情報提供サイト「TOYAMA T C H」というものもございます。こういったものでの発信、それから出会い応援大規模イベントなど、既存の取組とも有機的な連携を強化してまいりたいと考えております。

県としましては、出会い、結婚を希望される方のニーズが多様化する中で、アプリを用いたデジタルによる取組と対面によるリアルな取組を、これを組み合わせまして、今後とも、より多くの県民の方の出会い、結婚の希望がかな

うよう努めてまいりたいと考えております。

若林学術振興課長 まず、陳情第16号－1について、私立学校に関する部分を御説明します。

陳情事項1、文科省方針の撤回または見直しを国へ要望することについてです。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴い、国から通知が発出されて以降、法律上の位置づけに変更はなく、新たな事情も生じていないことから、国に要望する状況にはないものと考えています。

次に、2、マスクを着用できる環境の確保と御指導の是正についてです。

マスク着用の考え方については、国において、学校の対応として、マスク着用を求めないことを基本としつつ、児童生徒や保護者の主体的な判断を尊重することなどの方針が示されています。県としてもこの方針に基づき、私立学校に適切な対応を行うよう周知をしております。

次に、3、自治体独自のガイドラインの策定についてです。

感染症対策については、国が定める衛生管理マニュアルに必要な対応が示されていることから、県独自のガイドラインを策定する必要はないものと考えております。

次に、4、二酸化炭素測定器の整備と換気状況の継続的把握についてです。

県では、これまでも私立学校における感染症対策が適切に行われるよう、保健衛生用品の購入や換気用備品の整備などの取組を支援してきたところであり、引き続き教育環境の整備に対する支援に努めてまいります。

次に、6、感染拡大を抑制する仕組みの構築についてです。

県の学校保健・学校安全の手引には、感染拡大防止の観

点から、児童生徒の健康状態の異常を早期に発見し措置を講じること、校内の欠席状況に留意すること、家庭に対しては無理に登校させないなどを啓発しておくことなどを示しております。県では、私立学校に対し、この手引に沿った適切な対応を行うよう周知しています。

次に、7、学校における継続的実態調査についてです。

学校における感染症の継続的な実態調査については、国や医療機関等による調査結果を活用することが適当であり、県独自の調査を実施する必要はないものと考えております。

次に、8、感染後の健康影響などに関する情報提供についてです。

罹患後症状、いわゆる後遺症に関する相談窓口や支援制度については、県ホームページで広く周知をしており、児童生徒や保護者に対しても、必要に応じて学校を通じた周知を図るなど、引き続き情報提供に努めてまいります。

9、独自の検証と結果の公表についてです。

学校における感染症対策については、専門的知見に基づき、国が策定した通知やマニュアルに沿って適切に対応しており、県独自の検証を実施する必要はないものと考えております。

続きまして、陳情第24号－1について、私立学校に関する部分を御説明いたします。

まず、陳情事項の9、私立高校の募集定員の設定と実際の運用が適正なものとなるよう、県が責任を持って監督することについてです。

私立高校の収容定員については、国の設置基準により必要な教育環境の水準が定められております。収容定員を超えて生徒を受け入れることは、教育環境の低下を招きかねないことから、県では、私立高校に対する経常費助成において、収容定員を大幅に超過した場合に補助金を減額する

規定を設けております。

次に、陳情事項10、公私立高等学校連絡会議を必ず公開とすることについてです。

公私立高等学校連絡会議については、公私による自由な意見交換や私学経営に関する情報を扱うことから非公開としており、これまでも参加者の同意を得た上で、会議の概要を県のホームページにおいて公表してきたところです。引き続き、会議の公開については、私学関係者の意見を尊重してまいりたいと考えております。

北市法務文書課長・法務文書課課長（政策法務担当） 私からは、陳情第19号－1のうち、3．陳情の要旨、（1）に係る部分について御説明いたします。

この陳情は、公文書開示請求における事務手続の不備について、経緯の説明、再発防止策、情報公開請求者への謝罪を求めるものです。

指摘されている事務手続の不備については、事案の判明した昨年5月に請求者に対して速やかに謝罪し、開示決定等の手続は全て完了しているところでございます。また、事務処理のフローの再確認、再点検を行い、再発防止策の徹底に努めたところ、当該事案の発生以降は、同様の不備は生じ得ない状況でございます。

今後、引き続き職員に対する情報公開制度に関する研修などを通じ、制度の適切な運用に努めてまいります。

安川人事課長 私からは、陳情第20号及び第21号について御説明いたします。

まず、陳情第20号「県職員給与に関わる条例の改正を求める陳情」について御説明いたします。

この陳情は、労働基準法第41条が適用される農業、畜産または水産の事業に従事する県職員について、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給廃止を求めるものです。

労働基準法第41条は、農業、畜産または水産の事業に従事する労働者については、労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しないこととしています。これは、当該事業が天候等の自然条件に左右されるため、法定労働時間及び週休制になじまないことによるものです。

本県の農林水産総合技術センターの農業研究所、畜産研究所及び水産研究所は、農業、畜産及び水産の事業そのものではなく、新品種の開発や家畜の改良増殖、栽培技術の開発や向上などを主たる業務とする試験研究機関です。

このため、県の他の試験研究機関等と同様、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に基づく勤務時間の管理や、富山県一般職の職員等の給与に関する条例に基づく時間外勤務手当の支給などを行う必要があります、引き続き適切に対応してまいります。

続きまして、陳情第21号「会計年度任用職員の予算申請における業務内容・業務量の把握根拠及び適正な公金使用の説明を求める陳情」について御説明します。

この陳情は、会計年度任用職員に係る人件費について、適正な公金の支出管理を求めるものです。会計年度任用職員は、各年度の業務状況に応じて任用される非常勤職員です。年度当初から見込まれている補助業務分の人件費は、各所属で予算措置するものの、予算編成時には見込まれなかった増加業務や年度途中で正規職員が配置できなかったことにより必要となった会計年度任用職員の人件費は、人事課の予算で対応しています。

具体的な手続については、会計年度任用職員の新たな任用や増員、勤務条件の変更を伴う場合には、任用計画書のほか、協議書及び報酬単価計算表等を事前に人事課に提出し、同課において業務内容や必要人員等を確認した上で、各所属において任用手続を行っております。

一方、前年度と同様の業務が見込まれ、人員数や勤務時間等の勤務条件が前年度と同様の場合には、手続の迅速化の観点から、各所属において任用計画書を作成の上、任用手続を行っております。

引き続き、会計年度任用職員の適切な人員配置や予算管理に努めてまいります。

福田管財課長 私からは、陳情第22号「富山県庁舎における執務スペースの適正利用及び公金の無駄遣い是正を求める陳情」に関し御説明いたします。

この陳情は、県庁舎内における職員の執務スペースを確保するため、第三者への貸出しの見直しを求めるものでございます。現在、県庁舎内においては、郵便局や銀行、食堂、職員労働組合の事務室、県政記者室が設置されております。

県政記者室につきましては、報道機関を通じ、県民に対して県政情報をより迅速、的確に伝達するために設置したものであり、また、郵便局は県民等への文書の発送のため、指定機関であります銀行は交付金事務の適正で効率的な処理のため、食堂は職員の福利厚生や来庁者への食事等を提供するため、職員労働組合の事務室につきましては、公務の円滑な運営に直接寄与する活動のため、いずれも本県の事務事業や行政サービスの効果、効率的な推進に資するやむを得ないものとして、県財産管理規則に基づき使用許可を行っているものでございます。

今後も引き続き、民間ビルに移転中の一部の所属の執務室について、賃料が発生しているということも認識した上で、庁舎の適切な使用に努めてまいりたいと考えております。

八嶋委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。—— ないようであります

ので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 9月定例会付託案件の審査

八嶋委員長 次に、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

質疑に入る前に、分割付託案件について御報告いたします。

本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第71号及び報告第1号の他の委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しています。

(1) 質疑

八嶋委員長 それでは、これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

八嶋委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(3) 採決

八嶋委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第71号令和8年度富山県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管分外2件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

八嶋委員長 挙手全員であります。

よって、議案第71号外2件及び報告第1号については、

原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

4 閉会中継続審査事件の申出

八嶋委員長 次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

5 行政視察について

八嶋委員長 次に、閉会中に継続審査事件の調査のため、行政視察について議題といたします。

まず、県外行政視察の実施につきましては、お配りしてある視察案を基本として実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この決定に基づき、今後事務を進めてまいります。が、視察先との調整において内容の一部に変更が生じる場合が考えられますので、その変更については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内行政視察については、必要に応じて機動的に

実施していきたいと考えており、その実施に当たっては、日程調整等について委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等ありませんか。—— ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでございました。

経営企画委員長 八嶋 浩久